

じゅうようじこうせつめいしょ

重要事項説明書

きょうどうせいかつえんじょ

共同生活援助

きょうどうせいかつえんじょ

共同生活援助ライトハート

この「重要事項説明書」は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条及び「大阪市指定サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年大阪市条例第13号）」の規定に基づき、当事業所の概要や提供するサービスの内容、契約を締結する前に知っておいていただきたいことを事業者が説明するものです。

1. 共同生活援助サービスを提供する事業者について

事業者名称	じぎょうしゃめいしやう 合同会社LIGHT HEART
代表者氏名	だいひやうしゃしめい 代表社員 黒木 直人
本社所在地	ほんしゃしよざいち おおさかしあさひなみさんちやうめ ばん ごう 大阪市旭区中宮三丁目12番15号
連絡先	れんらくさき 090-9090-0799
法人設立年月日	ほうじんせつりつねんがつび 令和6年4月18日

2. ご利用者へのサービス提供を担当する事業所について

(1) 事業の所在地等

事業所名称	じぎょうしよめいしやう ライトハート
サービスの 主たる対象者	しんたいしやう しや ちてきしやう しや 身体障がい者、知的障がい者 せいしんしやう しや なんびやうどうたいしやうしや 精神障がい者、難病等対象者
大阪府指定 事業所番号	おおさかふしてい きやうどうせいかつえんじよ 共同生活援助 2720800958 (令和7年11月1日指定)
管理者	かんりしや くろき なおと 黒木 直人
サービス管理責任者	かんり せきにんしや はまもとひかる 濱本 光
主たる事業所 所在地	しゅ じぎやうしよ ライトハート しよざいち おおさかし ひがしすみよしく や た 大阪市東住吉区矢田3-7-28
連絡先	れんらくさき TEL: 090-9090-0799
相談担当者名	そうだんたんとうしやめい たんとう くろき なおと 担当: 黒木 直人
その他の 事業所所在地	ほか な 無し
利用定員	じぎやうしよりやうていいん めい 事業所利用定員 5名 じゅうきよにゆうきよていいん めい 住居入居定員 ライトハート 5名
開設年月日	かいせつねんがつび れいわ ねん がつ にち 令和7年11月1日
事業所が行う 他の障がい福祉 サービス	じぎやうしよ おこな ほか しやう ふくし なし サービス

じぎょう もくてき およ うんえいほうしん
(2) 事業の目的及び運営方針

じぎょう もくてき 事業の目的	じぎょうしよ じっし していしやう ふくし じぎょう きやうどうせいかつえんじなきせい うんえい かくほ 事業所において実施する指定障がい福祉サービス事業の共同生活援助の適正な運営を確保する ひつやう じんい/およ うんえいかんり かん じこう さだ していきやうどうせいかつえんじまんかつ うんえいかんり ために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定共同生活援助の円滑な運営管理を はか りやうしや いし およ じんかく そんちやう つね とうがいりやうしや たちば た てきせつ してい 図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な指定 きやうどうせいかつえんじなきやうかくほ もくてき 共同生活援助の提供を確保することを目的とする。
うんえいほうしん 運営方針	りやうしや ちいき ふつう く もくてき ひと じりつ せいかつ おく ちいき きよ 利用者が地域で普通に暮らせることを目的とし、その人らしい自立した生活を送る地域の拠 てん うんえい りやうしや いし じんかく そんちやうつね りやうしや たちば た しえん 点として運営していきます。利用者の意思と人格を尊重し常に利用者の立場に立って支援する つと しえん じっし ちいき むす じゅうし かんけいしちやうそん ように努めます。また、支援の実施にあたっては地域との結びつきを重視し、関係市町村や しせつ およ じぎょうしよ ほけん いりやう ふくし とう れんけい はか そうごうてきしえん つと 施設及び事業所、保険・医療・福祉サービス等との連携を図り総合的支援に努めます。

きやうどうせいかつじゅうきやうせう せつび
3. 共同生活住居の構造・設備について

こうぞう
(1) 構造

ライトハート

こうぞう 構造	てっきんぞう 鉄筋造
しきちめんせき 敷地面積	110.477
のへゆかめんせき 延床面積	266.16

せつび
(2) 設備

じゅうきやうめい 住居名	せつび しゅるい 設備の種類	へやすう 部屋数	びこウ 備考
ライトハート	きよしつ 居室	しつ 5 室	ぜんしつこしつ 全室個室16.00㎡
ぜんじゅうきよ 全住居	ダイニング・キッチン	かく しつ 各 1 室	いす キッチン、テーブル、椅子、 れいぞうこ テレビ、冷蔵庫など
ぜんじゅうきよ 全住居	せんめんじよ ふろば 洗面所・風呂場	かく しつ 各 1 室	せんめんだい こういしつ せんたくき 洗面台、更衣室、洗濯機など
ぜんじゅうきよ 全住居	べんじよ 便所	かくかい しつ 各階 1 室	べんざ 便座

かくしよくしゅしょくむ ないよう
(1) 各職種の職務の内容

しよくしゆ 職種	しよくむないよう 職務内容
かんりしや 管理者	かんりしや しよくいんかんり していきょうどうせいかつえんじぎょう もう こ かか ちょうせいぎょうむ じっしじょうきょう 管理者は、職員の管理、指定共同生活援助の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の はあく た かんり いちげんてき おこな ほうれんとう きてい していきょうどうせいかつえん 把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定共同生活援助 の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行います。
せわにん 世話人	しよくじ ていきょうせいかつじょうそうだんおよ にゅうぶく かいごとう かき せいかつしえんいん きょうどう てきせつ 食事の提供、生活上の相談及び入浴等の介護等について、下記、生活支援員と共同して、適切 えんじょ に援助する。
せいかつしえんいん 生活支援員	しよくじ ていきょうせいかつじょうそうだんおよ にゅうよくと かいごとう じょうき せわにん きょうどう てきせつ え 食事の提供、生活上の相談及び入浴等の介護等について、上記、世話人と共同して、適切に援 んじょ 助する。
やかん たいせいしえんいん 夜間体制支援員	りょうしゃ じょうきょう しょうしんじんぐんにん すいみんじょうき ねがえ はいせつ しえん など き 利用者の状況に応じ、就寝準備の確認、睡眠状況の確認、寝返りや排泄の支援等のほか、緊 んきゅうじとたいおう おこな 急時等の対応を行う。
かんりせきにんしや サービス管理責任者	てきせつ ほうほう りょうしゃ ゆう のうりよくお かんきょうおほにちじょうせいかつぜんぱん (1) 適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況 きょうめづるか つう りょうしゃ きぼう せいかつ かだいとう はあく いか 等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。） おこな りょうしゃ じりつ にちじょうせいかつとな しえん うえ てきせつ しえんな を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内 いよう けんとう 容を検討します。 おも しえんないよう けんとうけつか もと じぎょうしょ ていきょう していきょうどうせいか (2) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定共同生活援 つえんじょいがけんいりよう また た ふくし どう れんけい ふく りょうしゃ せいかつ 助以外の保険医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用者の生活に たい いこう そうごうてき しえん ほうしん せいかつぜんばん しつ こうじょう かだい していきょうどうせいか 対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定共同生活援 つえんじょひょうおよ たつせいじき していきょうどうせいかつえんじょいきょう うえ りゅういじこうとう きさい きょう 助の目標及びその達成時期、指定共同生活援助を提供する上での留意事項等を記載した共同 どうせいかつえんじょけいせん さくせい 生活援助計画の原案を作成します。 きょうどうせいかつえんじょけいせん ないよう りょうしゃ たい せつめい ぶんしょ りょうしゃ どうい (3) 共同生活援助計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を え うえ さくせい きょうどうせいかつえんじょけいせん しょうめん りょうしゃ こうふ 得た上で、作成した共同生活援助計画を記載した書面を利用者に交付します。 きょうどうせいかつえんじょけいかくさくせいつうぎかくえんじょけいかく じっしじょうきょうあつく りょうしゃ (4) 共同生活援助計画作成後、共同生活援助計画の実施状況の把握（利用者についての けいぞくてき ふく おこな すく つき かいじょう きょうどうせいか 継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、共同生活援 つえんじょ みなほ おこな ひつよう おう きょうどうせいかつえんじょへんこう 助計画の見直しを行い、必要に応じて共同生活援助計画を変更します。 りょうもうしこみしゃりよう さい しょう ふくし じぎょうしせう たい しょうごうとう り (5) 利用申込者の利用に際し、障がい福祉サービス事業者等に対する照合等により、利 ようもうしこみせんしん じょうきょうびぎょうしゅいがい してい しょう ふくし どう りょうじょうきょうとはあく 用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障がい福祉サービス等の利用状況等を把握 します。 りょうしゃ しんしん じょうきょうあ かんきょうとうて りょうしゃ じりつ にちじょうせいかつ (6) 利用者 の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を いとな ていきてき けんとう じりつ にちじょうせいかつとな 営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると みと りょうしゃ たい ひつよう しえん おこな 認められる利用者に対し、必要な支援を行います。 ほか しよくいんたい ぎじゅつしどうおよ じょげん おこな (7) 他の職員に対する技術指導及び助言を行います。

しょうくいはいち
(2) 職員配置

しょうくしゅ 職種	はいちじょうきょう 配置状況	びこう 備考
かんりしや 管理者	1.0 めいいじょう はいち 名以上を配置	
かんり せきにんしや サービス管理責任者	1.0 めいいじょう はいち 名以上を配置	
せわにん 世話人	1.0 めいいじょう はいち 名以上を配置	
せいかつしえんいん 生活支援員	1.0 めいいじょう はいち 名以上を配置	
やかん たいせしえんいん 夜間体制支援員	1.0 めいいじょう はいち 名以上を配置	

じょうき はいち りょうしや かどうじょうきょう へんどう
上記の配置は、利用者の稼働状況に応じて変動することがあります。

きんむ たいけい
(3) 勤務体系

しょうくしゅ 職種	きんむたいけい 勤務体系
かんりしや 管理者	せい おも シフト制 主に9：00～18：00
かんり せきにんしや サービス管理責任者	せい おも シフト制 主に9：00～18：00
せわにん 世話人	せい おも シフト制 主に16：00～21：00、5：00～9：00
せいかつしえんいん 生活支援員	せい おも シフト制 主に16：00～21：00、5：00～9：00
やかん たいせしえんいん 夜間体制支援員	せい おも シフト制 主に21：00～5：00

ていきょう ないよう りょうきん りょうしゃふたんがく

5. 提供するサービスの内容と料金および利用者負担額について

ていきょう ないよう

(1) 提供するサービスの内容

サービスの種類	サービスの内容
きょうどうせいかつえんじょ 共同生活援助	りょうしゃ いこう しんしん じょうきょうとう おこな せいかつぜんばん しつ こうじょう かだい 利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、生活全般の質を向上させるための課題
けいかく さくせい 計画の作成	もくひょうしえん ほうしほう ささい きょうどうせいかつえんじょけいかくせい や目標、支援の方針等を記載した共同生活援助計画を作成します。
りょうしゃ たい 利用者に対する	りょうしゃおよ かぞく きぼう せいかつ りょうしゃ しんしん じょうきょうどあめく てきせつ そうだん じょげん 利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、
そうだん 相談	えんじどう おこな 援助等を行います。
しょくじ ていきょう 食事の提供	せわにん えいよう かくじん しこう かんが と こんだて くふう ていきょう 世話人が栄養と各人の嗜好を考えて、バラエティーに富んだ献立を工夫し、提供します。 しょくざいりょうひおまよくじ かか すいどううねつひ たいしょうがい (食材料費及び食事に係る水道光熱費は対象外サービスです。)
けんこうかんり 健康管理・	しょくたくいし しんさつび もう せわにん とう かんさつ しつぱはぼう けんこうかんり ・嘱託医師により、診察日を設けるとともに、世話人等により観察、疾病予防、健康管理を
きんせんかんり えんじょ 金銭管理の援助	おこな きんきゅうじ ひつよう しゅじい きょうりよくいりょうきかん せきしん ひ つ 行います。緊急時には必要により、主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引き継ぎ りょうしゃ がいぶ いりょうきかん つういん ばあい つ そ とう はいりよ ます。また、利用者が外部の医療機関に通院する場合には、その付き添い等について配慮し ます。 せいかつひ かんりほうほう しとほうほう とう ひつよう おう そうだんしえん おこな ・生活費の管理方法や使用方法等について必要に応じて相談支援を行います。
よかかつどう しえん 余暇活動の支援	ちいきしょうてん たんどか ものどう しえん じしゅせい そだ よかかつどう ちいきぎょうじ 地域商店への単独買い物等を支援し、自主性を育てるとともに、余暇活動として地域行事の
きんきゅうじ たいおう 緊急時の対応	じょうほうていきょう さんか そくしん 情報を提供し、参加を促進します。 ていきょうちゅう りょうしゃ びょうじょきゅうへんしょう ばあい たひつよう ばあい すみ しゅじ サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の
にっちゅうかつど ば とう 日中活動の場等との	いし れんらく おこな とう ひつよう そち こう りょうしゃ あらかじてい れんらくさき れ 医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連
れんらく ちょうせい 連絡・調整	んらく 絡します。 にっちゅうじりつくんれんじぎょう とうほか りょう ばあい しょうば つうきん ば 日中、自立訓練事業やデイサービス等他のサービスを利用する場合、また職場に通勤する場
やかん しえん 夜間における支援	あいとう ひつよう おう ていきょうじぎょうしもよくぼう れんらく ちょうせいおこな 合等に、必要に応じてサービス提供事業者や職場等と連絡・調整を行います。 やかん しえん おこな はいち しゅうしんじゅんびく にん ねがえ はいせとう しえん おこな 夜間において支援を行うものを配置し、就寝準備の確認、寝返りや排泄等の支援を行うとと
たいけんりょう し 体験利用における支	きんきゅうじ たいおう おこな もに、緊急時の対応を行います。 たいけんりょう きぼう かた せいかつじょうふあんかいしょうもく てき せいしき けいやくていけつまえ たいけんり 体験利用に希望されている方に、生活上の不安解消等を目的として、正式な契約締結前に「体験利
えん 援	よう しえん おこな 用」として支援を行います。 しょくじ はいせつ にゅうよくきが せいよう にちじょうせいかつつよう えんじょ おこな ざいさんか 食事、排泄、入浴、着替え、整容等について日常生活に必要な援助を行うとともに、財産管
ざいさんかんりとう にちじょ 財産管理等の日常生	んり しえん ひつよう りょうしゃ せいねんこうけんせいど りょう そくしん ひつよう えんじょ おこな 理に支援が必要な利用者について、成年後見制度の利用を促進するなど必要な援助を行いま
うせいかつつよう えんじょ 活に必要な援助	す。

（２）サービス料金

利用料金は次表の通りです。

	くぶん 区分 6	くぶん 区分 5	くぶん 区分 4	くぶん 区分 3	くぶん 区分 2	くぶん 区分 1 以下
りようりよう 利用料	6,768 えん 円	5,143 えん 円	4,196 えん 円	3,350 えん 円	2,120 えん 円	1,928 えん 円
りようしゃふたながく 利用者負担額	じょうき わり 上記の 1 割	じょうき わり 上記の 1 割	じょうき わり 上記の 1 割	じょうき わり 上記の 1 割	じょうき わり 上記の 1 割	じょうき わり 上記の 1 割
たいけん りようりよう 体験の利用料	8,087 えん 円	6,418 えん 円	5,425 えん 円	4,624 えん 円	3,271 えん 円	3,079 えん 円
りようしゃふたながく 利用者負担額	じょうき わり 上記の 1 割	じょうき わり 上記の 1 割	じょうき わり 上記の 1 割	じょうき わり 上記の 1 割	じょうき わり 上記の 1 割	じょうき わり 上記の 1 割

<提供するサービスの料金とその利用者負担額について>

提供するサービスについて、厚生労働省の告示の単価による利用料が発生します。

利用者負担は現在、サービス量と所得に着目した負担の仕組み（1割の定率負担と所得に応じた負担上限月額の設定）となっています。

定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。

※障がい福祉サービスの定率負担は、所得に応じて負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

負担上限月額等に関する詳細については、お住まいの市町村窓口までお問合せください。

※介護給付費等について事業者が代理受領を行わない(利用者が償還払いを希望する)場合は、

介護給付費等の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に介護給付費等の支給（利用者負担額を除く）を申請してください

加算項目
 ①事業所がとっている体制により、下表のとおり料金が加算されます。

加算項目		利用料			利用者負担額	内容
やかんしえんとう 夜間支援等 たいせい加算Ⅰ	たいしょうにん 対象人数	くぶん いじょう 区分 4 以上	くぶん 区分 3	くぶん いか 区分 2 以下	さき 左記の 1 割	やかん れんらく しえんたいせい かくほ 夜間の連絡・支援体制が確保されていた場合、 りょう にち 加算 利用 1 日につき加算されます。
	めい 2 名	7,580 えん 円	6,316 えん 円	5,053 えん 円		
	めい 3 名	5,053 えん 円	4,207 えん 円	3,372 えん 円		
	めい 4 名	3,790 えん 円	3,158 えん 円	2,526 えん 円		
	めい 5 名	3,034 えん 円	2,526 えん 円	2,019 えん 円		
	めい 6 名	2,526 えん 円	2,109 えん 円	1,680 えん 円		
	めい 7 名	2,165 えん 円	1,804 えん 円	1,443 えん 円		
	めい 8 名	1,895 えん 円	1,579 えん 円	1,263 えん 円		
	めい 9 名	1,680 えん 円	1,398 えん 円	1,116 えん 円		
	めい 1 0 名	1,522 えん 円	1,274 えん 円	1,015 えん 円		
	めい 1 1 名	1,376 えん 円	1,150 えん 円	913 えん 円		
	めい 1 2 名	1,263 えん 円	1,049 えん 円	846 えん 円		
	めい 1 3 名	1,161 えん 円	970 えん 円	778 えん 円		
	めい 1 4 名	1,082 えん 円	902 えん 円	721 えん 円		
	めい 1 5 名	1,015 えん 円	846 えん 円	676 えん 円		
	めい 1 6 名	947 えん 円	789 えん 円	631 えん 円		
	めい 1 7 名	891 えん 円	744 えん 円	597 えん 円		
	めい 1 8 名	846 えん 円	710 えん 円	564 えん 円		
	めい 1 9 名	800 えん 円	665 えん 円	530 えん 円		
	めい 2 0 名	755 えん 円	631 えん 円	507 えん 円		

かさんこうもく 加算項目		りようりよう 利用料		りようしゃふたんがく 利用者負担額	ないよう 内容
じんいんはいち 人員配置 たいせいかさん 体制加算	Ⅰ	くぶん いじょう 区分4以上	936 えん 円	さきわり 左記の1割	きじゆんじょうじんいん くわ かさん おう 基準上の人員に加え、それぞれの加算に応じた せわにんとう かはい りようしゃ たい していきょうどう 世話人等を加配し、利用者に対して指定共同生 せいかつえんじょとせいきょうおこな ばあい りよう にち 活援助等の提供を行った場合、利用1日につき かさん 加算されます。
		くぶん いか 区分3以下	868 えん 円		
	Ⅱ	くぶん いじょう 区分4以上	372 えん 円		
		くぶん いか 区分3以下	349 えん 円		
	Ⅲ		947 えん 円		
	Ⅳ		372 えん 円		
	Ⅴ	くぶん いじょう 区分4以上	1556 えん 円		
		くぶん いか 区分3以下	1364 えん 円		
	Ⅵ	くぶん いじょう 区分4以上	597 えん 円		
		くぶん いか 区分3以下	507 えん 円		
	Ⅶ	くぶん いじょう 区分4以上	1477 えん 円		
		くぶん いか 区分3以下	1263 えん 円		
	Ⅷ	くぶん いじょう 区分4以上	564 えん 円		
		くぶん いか 区分3以下	473 えん 円		
	Ⅸ		1511 えん 円		
	X		564 えん 円		
	XⅠ		1443 えん 円		
	XⅡ		552 えん 円		
	XⅢ		823 えん 円		
	XⅣ		315 えん 円		

かさんこうもく 加算項目	りようりよう 利用料	りようしゃふたんがく 利用者負担額	ないよう 内容
いりようれんけい 医療連携 たいせいかさん 体制加算	I 360 えん 円	さき 左記の1割わり	いりようきかん れんけい かんごしよくいん じぎょうしょとう 医療機関との連携により、看護職員が事業所等 ほうもん りようしゃ たい かんご おこな ばあい を訪問して利用者に対して看護を行った場合や かいごしよくいんとう きゅういんとかか しどう おこな 介護職員等にたんの吸引等に係る指導を行った ばあい りよう にち かさん 場合、利用1日につき加算されます。
	II 710 えん 円		
	III 1,410 えん 円		
	IV-1 9,024 えん 円		
	IV-2 5,640 えん 円		
	IV-3 4,512 えん 円		
	V 5,640 えん 円		
	VI 1,128 えん 円		
	VII 439 えん 円		
にっちゅうしえんかさん 日中支援加算	くぶん いじょう 区分4以上 たいしょうしめい ばあい 対象者1名の場合、 6,079 えん にち 円／日	さき 左記の1割わり	さいいじよ きた しやうがいしえんくぶん いじょう しやう (I) 65歳以上又は障害支援区分4以上の障害 がいしゃ にっちゅうきやうどうせいかつじゅうせう へす 者であって、日中を共同生活住居の外で過ごす こんなん りようしゃ たい ひつよう しえん おこな ことが困難な利用者に対して必要な支援を行っ ばあい りよう にち かさん た場合、利用1日につき加算されます。
	たいしょうしめい いじょう ばあい 対象者2名以上の場合、 3,045 えん にち 円／日		
	くぶん いか 区分3以下 たいしょうしめい ばあい 対象者1名の場合、 3,045 えん にち 円／日		
	たいしょうしめい いじょう ばあい 対象者2名以上の場合、 1,522 えん にち 円／日		
			にっちゅうかつどう しきゆうけつていう (II) 日中活動サービスの支給決定を受けている りようしゃまた しゅうろう りようしゃ しんしん じやう 利用者又は就労している利用者が、心身の状況 きやうとう とうがい とう りよう ばあい 等により当該サービス等を利用できない場合に ひつよう しえん おこな りよう にち かさん 必要な支援を行ったとき、利用1日につき加算 されます。

加算項目	利用料	利用者負担額	内容
入院時支援 特別加算	入院期間 3 日以上 7 日未満 6,328 円／月 入院期間 7 日以上 12,656 円／月	左記の 1 割	病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに、退院後の円滑な生活移行が可能となるよう、病院又は診療所との連絡調整を行った場合、1 月に 1 回加算されます。
帰宅時 支援加算	外泊期間 3 日以上 7 日未満 2,109 円／月 外泊期間 7 日以上 4,218 円／月	左記の 1 割	利用者が外泊した際、家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行った場合、1 月に 1 回加算されます。
長期入院時支援 特別加算	入院期間 3 日以上 1,376 円／日	左記の 1 割	長期にわたる入院の際、病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに、退院後の円滑な生活移行が可能となるよう、病院又は診療所との連絡調整を行った場合、入院 1 日につき加算されます。
長期帰宅時 支援加算	外泊期間 3 日以上 451 円／日	左記の 1 割	長期にわたる外泊の際、利用者が外泊した際、家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行った場合、外泊 1 日につき加算されます。

かさんこうもく 加算項目	りようりよう 利用料	りようしゃふたながく 利用者負担額	ないよう 内容
ふくしせんもんしよくいん 福祉専門職員 はいちとうかさん 配置等加算	Ⅰ Ⅱ Ⅲ 112 78 45 えん にち 円／日 えん にち 円／日 えん にち 円／日	さきわり 左記の1割	じょうきんせわ にんまた せいかづえん いん しゃかいふく 常勤の世話人又は生活支援員のうち、社会福祉 しし かいごふくしし せいしんほけんふくしし こうにんしんりし 士、介護福祉士、精神保健福祉士、公認心理士 ゆうしかくしゃ じょうきん いじょうよう ば の有資格者が常勤の35％以上雇用されている場 あい おな いじょうよう ばあい 合（Ⅰ）や、同25％以上雇用されている場合 も せわにん また せいかつしえんいん （Ⅱ）、若しくは世話人又は生活支援員のうち じょうきんしよくいん いじょうまた きんぞくねんいじょう じょうき 常勤職員が75％以上又は勤続3年以上の常勤職 んしよくいん いじょう じぎょうしょ りよう にち かさん 員が30％以上の事業所は利用1日につき加算さ れます。
しかく ちょうかく 視覚・聴覚 げんご しょうがいしゃ 言語障害者 しえんたいせいかさん 支援体制加算	Ⅰ Ⅱ 575 462 えん にち 円／日 えん にち 円／日	さきわり 左記の1割	しかく また ちょう焼く げんごきのう じゅうど （Ⅰ）視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の しょうがい もの りようしゃすう いじょう 障害のある者が利用者数の50％以上であって、 しかくしょうがいしゃとう いしそつう かん せんもんせい ゆう 視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有す しよくいんりようしゃ かず じょ かずいじょ たいち る職員を利用者の数を40で除した数以上配置し ばあい りよう にち かさん ている場合に、利用1日につき加算されます。 どうよう りようしゃすう いじょう （Ⅱ）Ⅰ同様で、利用者数が30％以上であっ どうせんもんせい ゆう しよくいんりようしゃ かず て、同専門性を有する職員を利用者の数を50で じょ かずいじょ たいち ばあい りよう にち 除した数以上配置している場合に、利用1日つき かさん 加算されます。
かんごしよくいん 看護職員 はいちかさん 配置加算	789 えん にち 円／日	さきわり 左記の1割	きじゆんじょうじんいん くわ かんごしよくいん じょうきんかさん い 基準上の人員に加え、看護職員を常勤加算で1以 じょあいち にちじょうてきりようしゃ けんこうかんり かんご 上配置し、日常的な利用者の健康管理や、看護 ていきどう おこな たいせい せいび ばあい の提供等を行うための体制を整備している場合 りよう にち かさん に、利用1日につき加算されます。

かさんこうもく 加算項目	りようりよう 利用料	りようしゃふたんがく 利用者負担額	ないよう 内容
じゅうどうがいのしや 重度障害者 しえんかさん 支援加算	いか 以下（Ⅰ） さんていびにちない 算定日から180日以内は、 じょうき 上記＋ 4060 えん にち 円／日 さんていびにちない 算定日から180日以内は、 じょうき 上記＋ 5,640 えん にち 円／日 じょうき 上記＋ 1,692 えん にち 円／日 どうさんていびにちない 同算定日から180日以内は、 じょうき 上記＋ 2,256 えん にち 円／日	さき 左記の1割	くいぶんこうどうかんれんこうもくてんいじょう （Ⅰ）は、区分6かつ行動関連項目10点以上 きょうどうこうどうしょうがいしやしえんしやようせいけいふせふ で、強度行動障害者支援者養成研修（実践研 修）修了者を配置している場合は上の2つの加算 こうもくがいとう どう てんいじょうちゅうかくてきじんざいよう 項目が該当し、同18点以上で中核的人材養成研 せいきんしゅうしはつせふしやとうがいしよくいせきせい し 修了者を配置しており当該職員が作成する支 えんけいかくとう てきせつしえんおこなばあい 援計画シート等により適切に支援を行った場合 したかさんこうもくがいとう に下の2つの加算項目も該当する。 くいぶんいじょうりようしやほかようけん （Ⅱ）は、区分4以上の利用者であり、他の要件 おなばあいがいとう はⅠと同じ場合に該当する。
きょうどうこうどうしょうがいし 強度行動障害者 ちいきこう 地域移行 とくべつかさん 特別加算	3384 えん にち 円／日	さき 左記の1割	しょうがいじしやしえんしせつねんいじょうにゅうしよきょうどこ 障害児者支援施設に1年以上入所していた強度行 うどうしょうがいひんちいきせいかつひつよう 動障害者に対して、地域で生活するために必要 そうだんえんじよこべつしえんとうきょうどうこうどうしょうがい な相談援助や個別支援等を、強度行動障害支援 しえんしやようせいけんしゅせふゆういせふしやばあいるいよう 者養成研修修了者等が実施した場合に、利用1日 かさん につき加算されます。
きょうどうこうどうしょうがいし 強度行動障害者 たいけんりようかさん 体験利用加算	4512 えん にち 円／日	さき 左記の1割	いっていけんしゅうしゅうりようものはいちじ 一定の研修を修了している者を配置している事 ぎょうしよきょうどうこうどうしょうがいものたい 業所において、強度行動障害を有する者に対 たいけんりようじっしばあいかさん し、体験利用を実施した場合に加算されます。

かさんこうもく 加算項目	りようりよう 利用料	りようしゃふたんがく 利用者負担額	ないよう 内容
ちいきせいかついこう 地域生活移行 こべつしえん 個別支援 とくべつかさん 特別加算	7557 えん にち 円／日	さき わり 左記の1割	いりようかんさつほうもと つういんりよう りようしゃ けいむしょ 医療観察法に基づく通院医療の利用者、刑務所 しゅつしゅどう たい ちいき せいかつ ひつよう 出所者等に対して、地域で生活するために必要 そうだんえんじょ こべつしえんどう おこな ばあい りよう な相談援助や個別支援等を行った場合に、利用1 にち かさん 日つき加算されます。
せいしんしょうがいしゃ 精神障害者 ちいきいこう 地域移行 とくべつかさん 特別加算	3384 えん にち 円／日	さき わり 左記の1割	せいしんかびょういんどう ねんいじょうにゅういん せいしんしょうがい 精神科病院等に1年以上入院していた精神障害者 たい ちいき せいかつ ひつよう そうだん に対して、地域で生活するために必要な相談援 えんじょこべつしえん どう しゃかいふくし せいしんほけんふくし 助や個別支援等を、社会福祉士、精神保健福祉 し また こうにんしんりしどう じっし ばあい りよう にち 士又は公認心理士等が実施した場合に、利用1日 かさん につき加算されます。
こうじのう 高次脳 きのうしょうがいしゃ 機能障害者 しえんたいせいかさん 支援体制加算	462 えん にち 円／日	さき わり 左記の1割	こうじのうきのうしょうがい ゆう りようしゃ ぜんたい い 高次脳機能障害を有する利用者が全体の30%以 じょう こうじのうきのうしょうがいしえんしゃようせいけんしゅ 上であって、高次脳機能障害支援者養成研修を しゅうりよう じゅうぎょうしゃ いじょ 証いち うえ 修了した従業者を50:1以上配置した上で、その むね こうひょう ばあい かさん 旨を公表している場合に加算されます。
ピアサポート じっしかさん 実施加算 たいきょご 退去後 ピアサポート じっしかさん 実施加算	1128 えん つき 円／月	さき わり 左記の1割	しょうがい 患者 しょうがいしゃ とどうふけんちじ みと 障害者又は障害者であったと都道府県知事が認 じゅうぎょうしゃ しょうがいしゃ めるものである従業者であって、障害者ピアサ けんしゅうしゅうりようしゃ りようしゃ たい ポート研修修了者であるものが、利用者に対し きけん もと そうだんえんじょ おこな ばあい て、その危険に基づき相談援助を行った場合に かさん 加算されます。

加算項目	利用料	利用者負担額	内容
自立生活 支援加算	(Ⅰ) 11280 円／月 (Ⅲ) 利用期間が3年以内の場合 902 円／日 利用期間が3年～4年 812 円／日 利用期間が4年～5年 631 円／日 利用期間が5年を超える場合 451 円／日	さき わり 左記の 1 割	(Ⅰ) は、居宅における単身等での生活を本人が希望し、かつ、可能と見込まれる利用者の退去に向け、個別支援計画を見直した上で、一人暮らし等に向けた支援を行った場合に、6か月間に限り加算されます。 (Ⅲ) は、Ⅰの条件に加えて、退去後に一人暮らし等へ移行することを目的とした住居（移行支援住居）を1以上保有すること。移行支援住居の定員が2人以上7人以下であること。事業所に置くべきサービス管理責任者に加えて専ら移行支援住居に入居する両者に対する支援に従事するサービス管理責任者であって、かつ社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者が7:1以上配置されていること。これらの他にも必要な支援体制を構築し、必要な支援を実施することで、利用1日につき加算されます。
退去後 共同生活援助 サービス費 外部サービス利用型 共同生活援助 サービス費	22560 円／月	さき わり 左記の1割	グループホームを退去した利用者（自立生活支援加算を算定していた者に限る）に対し、当該利用者の居宅を訪問して所定の支援を行った場合に、退去日の属する原則3か月に限り加算されます。

かさんこうもく 加算項目	りようりょう 利用料	りようしゃふたんがく 利用者負担額	ないよう 内容
ふくし　かいごしょくいんとう 福祉・介護職員等 しょうかいぜんかさん 処遇改善加算	(Ⅱ) しょうていたんいすう 所定単位数の ぶん 1000分の144 たんい (単位)	さき　わり 左記の1割	ふくし　かいごしょくいん　きほんてき　たいぐかいぜん 福祉・介護職員の基本的な待遇改善・ベース とう　またしかく　けいけん　おう　しょうぎゅりく アップ等、又資格や経験に応じた昇給の仕組み せいび　おこな　そうごうてき　しょくばかんきょうかいぜん　しょ の整備を行い、総合的な職場環境改善による職 くいん　ていちゃくしえん　じぎょうしょない　けいけん　ぎのう　しょ 員の定着支援、事業所内の経験・技能のある職 くいん　じゅうじつなど　はか　ばあい　かさん 員を充実化等を図る場合に、加算されます。

6. 重度化した場合における対応に関する指針

(1) 利用者の重度化及び急変時における関する考え方と医療連携の体制

①ホームにおける重度化対応に関する考え方

重度化された場合の対応にあたっては、支援方法、治療等についてご本人の意思ならびにご家族の意向を最大限に尊重して行います。

対応する上で、利用者と事業者との間で話し合いを行い、相互に同意された内容については確認をとりながら、多職種協働によりご本人およびそのご家族への継続的支援を図ります。

また、重度化された場合における対応に定められた内容を遂行するため、医療機関等との連携およびチームケアを推進することにより取り組みを行います。

・環境の変化の影響を受けやすい利用者が、「その人らしい」生活を送ることができるよう、尊厳ある生活を保ち、「生活の質」が最高のものとして実現できるケアに努めます。

・できる限り当ホームにおいての生活が継続できるよう、日常的に健康管理には留意し、万が一医療的ニーズが発生した場合には適切な対応がとれるよう、医療との連携を図ります。

※やむを得ず、当ホームでの生活の継続が困難となった場合は、ご本人・ご家族への説明・同意を得て、次の生活拠点の確保とスムーズな拠点移動ができるよう配慮します。

②重度化対応の体制

・医療との連携体制

重度化に伴う医療ニーズに応えるため、協力医療機関とともに、即対応出来る連携体制を確保します。

・看護職員の体制

看護職員は、連携する訪問看護ステーションに勤務する者です。内容は利用者に対する日常的な健康管理、通常時および急性期における医療機関等との連絡・調整等です。

・急性期における医師や医療機関との連携体制

協力医療機関の確保および、24時間の体制により連携体制がとれています。

③入院中における食費・居住費の取り扱い

居住費（家賃）、光熱水費については、入院期間中であっても在籍をし、家具等が置かれている場合は算定の対象期間とします。原則として提供した食事について一日単位で計算対象期間とします。

（2）協力医療機関について

いりようきかんめい 医療機関名	でんわばんごう 電話番号	じゅうしょ 住所
しんりょうじょ こころの診療所いしずえ	0 6 - 6 7 7 7 - 3 0 8 8	おおさかふおおさか ひらの く せとぐち 大阪府大阪市平野区背戸口3-9-6 フェリーチェヴィータ1F
いりようほうじんふじいしか 医療法人藤井歯科	0 6 - 6 9 9 1 - 2 4 7 7	おおさかふもりぐちしほんまち 大阪府守口市本町2-5-18 CIDビル2F

※利用者^{りようしゃ}に主治医^{しゅじい}がいる場合は各利用者^{りようしゃ}の主治医^{しゅじい}の医療機関^{いりようきかん}と連携^{れんけい}します。

7. その他の費用^{た ひよう}について

ライトハート

うちわけ 内訳	りようきん 料金
やちん 家賃	げつがく 月額 40,000 えん 円
こうねつすいひ 光熱水費	げつがく 月額 19,000 えん 円
しょくざいりようひ 食材料費	げつがく 月額 30,000 えん 円
た にちじょうせいかつ つうじょうひつよう かか ひよう その他日常生活において通常必要となるものに係る費用で あって、りようしゃ ふたん てきとう みと あつて、その利用者 ^{りようしゃ} に負担 ^{ふたん} させることが適当 ^{てきとう} と認められる もの	げつがく 月額 7,000 えん 円

※家賃^{やちん}、光熱水費^{こうねつすいひ}、食材料費^{しょくざいりようひ}、その他日常生活^{た にちじょうせいかつ}において通常必要^{つうじょうひつよう}となるものに係る費用^{かかわ ひよう}であつて、

その利用者^{りようしゃ}に負担^{ふたん}させることが適当^{てきとう}と認められるもの^{まいつき にち}については、毎月8日ごろに当該月分^{とうがいつきぶん}を

集金^{しゅうきん}し、月末で1ヶ月分^{げつまつ}を精算^{かげつぶん}します。残金^{せいさん}が生じた場合は、各勘定科目^{ざんきん}の明細^{しょう}を明示^{ばあい}し、

利用者同意^{りようしゃどうい}の上、他の勘定科目^{うえ}等に充当^{ほか}することがあり、毎年決算月^{かんじょうかもどう}に残金^{じゅうとう}が生じる場合は

当該月^{まいとしけっさんづきざんきん}の翌月^{しょう}に返金^{ばあい}、また利用料^{ざんきん}に未払い^{じゅうとう}がある場合に、残金^{とうがいつき}から充当^{よくげつ}することとします。

また、不足分^{ふそくぶん}が生じた場合は追加徴収^{しょう}を行う場合^{ばあい}があります。

りようしゃふたんがく およ た ひよう しはら ほうほう
8. 利用者負担額及びその他の費用の支払い方法について

りようしゃふたんがく た ひよう 利用者負担額その他の費用の しはら ほうほう 支払い方法について	りようしゃふたんがく りよう つぎ よくげつ にち た ひよう 利用者負担額はサービスを利用した月の翌月 15 日までに、その他費用につ いてはサービスを予定する前月 15 日までに請求書をお届けします。サービス ていきょうきろく とないよう しょうごう せいきゅうしよきさい しはらいび かき 提供の記録等内容を照合のうえ、請求書に記載の支払日まで、下記のいずれか ほうほう しはら くだ の方法によりお支払い下さい。 げんきんしはら (ア) 現金支払い りようしゃしていこうざ じどうふりかえ (イ) 利用者指定口座からの自動振替 じぎょうしゃしていこうざ ふ こ (ウ) 事業者指定口座への振り込み しはら かくにん かなら りようしゅうしよ わた ほかん ねが お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので、保管をお願いし ます。 かいごきゅうふひとう しちょうそん きゅうふ う ばあい じゅりょうつうち わた また、介護給付費等について市町村より給付を受けた場合は、受領通知をお渡 ししますので、必ず保管をお願いします。
--	---

りようりよう た ひよう しはら しはら のうりよく しはらいきじつ
※利用料、その他の費用の支払いについて、支払い能力があるにもかかわらず支払期日から

つきじょうちえん こい しはらい とくそく か いない しはら ばあい けいやく かいやく
3 月以上遅延し、故意に支払の督促から 14 日以内にお支払いがない場合には、契約を解約
うえ みばら ぶん しはらい
した上で、未払い分をお支払いただくことがあります。

ていきょう りゅういじこう
9. サービスの提供にあたっての留意事項

しちょうそん しきゅうけつていないようとかくにん
(1) 市町村の支給決定内容等の確認

ていきょうさきだ じゅきゅうしゃしきぎ じきゅうりょうしきゅうないよう りようしゃふたんじょうげんげつがく
サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限月額を
かくにん じゅきゅうしゃしきぎゅうしよしきゅうりょう へんこう ばあい すみ じぎょうしゃ
確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者
し
にお知らせください。

きょうどうせいかつえんじょけいかくせい
(2) 共同生活援助計画の作成

かくにん しきゅうけつていないようそ りようしゃおよ かぞく いこう はいりよ きょうどうせいかつえんじょけいかく
確認した支給決定内容に沿って、利用者及び家族の意向に配慮しながら「共同生活援助計画」を
さくせい さくせい きょうどうせいかつえんじょけいかく あん だんかい りようしゃまた かぞく ないよう
作成します。作成した「共同生活援助計画」については、案の段階で利用者又は家族に内容を
せつめい りようしゃ どうい え うえ せいあん かくにん ねが
説明し、利用者の同意を得た上で成案としますので、ご確認いただくようお願いします。

きょうどうせいかつえんじょけいかんこうとう
(3) 共同生活援助計画の変更等

きょうどうせいかつえんじょけいかく りようしゃとう しんしん じょうきよほうこう へんか ひつよう おう
「共同生活援助計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて
へんこう
変更することができます。

ぎやくたいぼうし

10. 虐待の防止について

じぎょうしゃ りょうしゃとう じんけん ようご ぎやくたいぼうしとう

しょうがいぎやくたいぼうし しょうがいしゃ

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の

ようごしゃ たい しえんとう かん ほうりつ へいせい ねんほうりぞい ごう

じゅんしゅ

かき

擁護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）」を遵守するとともに、下記の

たいさく こう

対策を講じます。

じぎょうしゃ りょうしゃまた ほか りょうしゃ せいめいまた しんたい ほご

きんきゅう

え

ばあい のぞ

りょうしゃ しんたい

事業者は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、利用者の身体的

てきこうそくおまどう せいげん

こうい おこな

え

おこな ばあい

りょうしゃおよ りょうしゃ

かぞくとう たい

せつめい おこ

拘束及び行動を制限する行為を行いません。やむを得なく行う場合は、利用者及び利用者の家族等に対して説明を行

どうい え

ぎやくたいぼうしいんかい せっち

しんたいこうそく

かいぜんけいかく さくせい

ずいじみなお

おこな

い同意を得るものとし、虐待防止委員会を設置し、身体拘束についての改善計画を作成し随時見直しを行うものと

じぎょうしゃおよ じゅうぎょうしゃ

ていきょうちゅうゆうぎょうしゃ

かぞくとう

ぎやくたいう

おも

りょう

します。また、事業者及び従業者は、サービス提供中に従業者若しくは家族等による虐待を受けたと思われる利用

しゃ はっけん ばあい すみ しちょうそん つうほう

者を発見した場合には、速やかに市町村に通報します。

ぎやくたぼうし かん せきにんしゃ せんてい

①虐待防止に関する責任者を選定しています。

ぎやくたいぼうし かん せきにんしゃ

虐待防止に関する責任者

かんりしゃ

管理者

くろき なおと

黒木 直人

ぎやくたいぼうしいんかい せっち

②虐待防止委員会を設置します。

ぎやくたいぼうしいんかい いいんちょう

虐待防止委員会 委員長

くろき なおと

黒木 直人

ぎやくたいぼうしいんかい いいん

虐待防止委員会 委員

はまもと ひかる

濱本 光

ぎやくたいぼうしいんかい いいん

虐待防止委員会 委員

こんどう あや

近藤 亜矢

せいねんこうけんせいで りょう しえん

②成年後見制度の利用を支援します。

くじょうかいけつたいさくせいび

③苦情解決対策を整備しています。

じゅうぎょうしたい

ぎやくたいぼうし けいはつ ふきゅう

けんしゅうじっし

④従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

ひみつ ほじ こじんじょうほう ほご
1 1. 秘密の保持と個人情報の保護について

りようしゃおよ かぞく ①利用者及びその家族に かん ひみつ ほじ 関する秘密の保持について	じぎょうしゃ りようしゃ こじんじょうほう こじんじょうほう ほご かん ほうりつ およ 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び こじんじょうほう ほご かん ほうりつ じゆんしゆ てきせつ と 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」を遵守し、適切な取 あつか つと り扱いに努めるものとします。 じぎょうしゃおよ じぎょうしゃ しょう もの いか じゅうぎょうしゃ て ○事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提 いきょう うえ し え りようしゃおよ かぞく ひみつ せいとう りゆう だいさんしゃ 供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に も 漏らしません。 ひみつ ほじ ぎむ ていきょうけいやくしゅうり けいざく ○この秘密保持の義務は、サービス提供契約終了後の継続します。 じぎょうしゃ じゅうぎょうしゃ ぎょうむじょうし え りようしゃまた かぞく ひみつ ほじ ○事業者は従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる ため じゅうぎょうしゃ きかんおよ じゅうぎょうしゃ あと ひみつ ほじ 為、従業者である期間及び従業者でなくなった後も、その秘密を保持するべき むね じゅうぎょうしゃ こようけいやく ないよう 旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
こじんじょうほう ほご ②個人情報の保護について	じぎょうしゃ りようしゃ ぶんしょ どうい え かぎ たんと ○ 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当 うしゃかいぎとうしょう など ほか しょう ふくし じぎょうしゃとう りようしゃ こじんじょ 者会議等で使用する等、他の障がい福祉サービス事業者等に、利用者の個人情報 うほう ていきょう りようしゃ かぞく こじんじょうほう とうがいりようしゃ か 報を提供しません。また利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家 ぞく ぶんしょ どうい え かぎ たんとうしゃかいぎ しょう 族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する など ほか ふくし じぎょうしゃとう りようしゃ かぞく こじんじょうほう ていきょう 等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。 じぎょうしゃ りようしゃおよ かぞく かん こじんじょうほうふく きろくぶつ かみば ○ 事業者は利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙媒 いたい でんじてききろく ふく ぜんりょうかんりしゃ ちゅうい かんり しょぶん 体、電磁的記録を含む。）について、善良な管理者の注意をもって管理、処分 さい だいさんしゃ ろうえい ぼうし の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 じぎょうしゃ かんり じょうほう りようしゃ もと おう ないよう かいじ ○ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示 かいじ けっか じょうほうていせい ついか さくじょ もと ばあい することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合 ちたい ちょうさ おこな りようもくてき たっせい ひつよう はんい ない ていせいとう おこな は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うもの かいじ さい ふくしゃりよう ひつよう ばあい りようしゃ ふたん とします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となりま す。）

12. 緊急時の対応方法について

ていきょうちゅう りようしゃ びょうじょきゅうへんしょう ばあい たひつよう ばあい
①サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、

すみ しゅじ いし れんらく おこな など ひつよう そち こう
速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、

りようしゃ あらかじめ れんらくさき れんらく
利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

じょうきいがい きんきゅうじ りようしゃ びょうじょきゅうへんしょう ばあい たひつよう ばあい かき たいおう
②上記以外の緊急時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合に、下記の対応

かのうじかん れんらく う さい りようしゃ じょうたいおう ひつよう たいおう おこな
可能時間に連絡を受けた際は、利用者の状態に応じて、必要な対応を行います。

れんらくさき でんわばんごう たんとう くろき たいおうかのうじかん へいじつ
連絡先：電話番号090-9090-0799 担当：黒木 (対応可能時間：平日9:00～18:00)

13. 協力医療機関について

きょうりょくいりようきかん ちりょう ひつよう ばあい きょうりょくらい いりようきかん
協力医療機関は、治療を必要とする場合に協力を依頼している医療機関です。

ゆうせんてき しんりょうにゆういんちりょほしょう
ただし、優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。

①	いりようきかんめいしょう 医療機関名称		しんりょうじょ こころの診療所いしずえ	
	いいんちょうめい 医院長名		たかはし たついちろう 高橋 達一郎	
	しょざいち 所在地		おおさかふおおさか ひらの く せとぐち 大阪府大阪市平野区背戸口3-9-6	
	でんわばんごう 電話番号		0 6 - 6 7 7 7 - 3 0 8 8	
	しんりょうか 診療科	せいしんか 精神科	にゅういんせつび 入院設備	な 無し

②

いりようきかんめいしょう 医療機関名称		いりようほうじんふじいしか 医療法人藤井歯科	
いいんちょうめい 医院長名		ふじい　よしお 藤井　良郎	
しょざいち 所在地		おおさかふもりぐちしほんまち 大阪府守口市本町2-5-18 CIDビル2F	
でんわばんごう 電話番号		0 6 - 6 9 9 1 - 2 4 7 7	
しんりょうか 診療科	しか 歯科	にゅういんせつび 入院設備	な 無し

じこはっせいじ たいおうほうほう
1 4. 事故発生時の対応方法について

りようしゃ たい きょうどうせいかつえんじ いきょう じこ はっせい ばあい とどうふけん しちょうそん りようしゃ かぞくどう れんらく おこな
利用者に対する共同生活援助の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行
うと共に、必要な措置を講じます。

りようしゃ たい きょうどうせいかつえんじ いきょう ばいしょう じこ はっせい ばあい せんがいばいしょ ずみ おこな
また、利用者に対する共同生活援助の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

しちょうそん 市町村	しちょうそんめい 市町村名	おおさかし 大阪市
	たんとうぶ かめい 担当部・課名	おおさかしふくしきょじょう しゃしきくぶ うんえいしどうか しどう 大阪市福祉局障がい者施策部運営指導課（指導グループ）
	しょざいち 所在地	おおさかしちゅうおうくせんばちゅうおちょうめ ばん ごう 大阪市中央区船場中央3丁目1番7－331号 せんば ごうかん かい 船場センタービル7号館3階
	Mail	uneishidou2@city.osaka.lg.jp

ほんじぎょうしゃ かき せんがいばいしょうほけんかにゆう
本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

ほけんがいしゃめい どうわ そんぼ
保険会社名：あいおいニッセイ同和損保
ほけんめい ばいしょうせき ざん ん
保険名：賠償責任保険
ほしょう がいよう しんたい ざいぶつ
保障の概要：身体・財物

ひじょうさいがいじ たいさく
1 5. 非常災害時の対策

ひじょうじ たいおう 非常時の対応	べつ さだ しょうぼうけいかく たいおう 別に定める消防計画により対応いたします。
へいじ くんれん 平時の訓練	べつ さだ しょうぼうけいかく ひとつ ひなんくんれん ねん かいじつし 別に定める消防計画に則り、避難訓練を年2回実施します。
ぼうさいせつび 防災設備	じどうかさいほうちき あり ゆうどうとう あり ひじょうつうほうそうち あり ・自動火災報知機 （有） ・誘導灯 （有） ・非常通報装置 （有） しょうかき あり なし ・消火器 （有） ・スプリンクラー （無）

しょうぼうけいかく 消防計画		しょうぼうしょ とどけでひ 消防署への届出日	ぼうかかんりしゃ 防火管理者
	ライトハート	2025/10/10	
ほけんかにゆう 保険加入	ほんじぎょうしゃ かき せんがいばいしょうほけんかにゆう 本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。 ほけんがいしゃめい しょうがくたんきほけんかぶしきがいしゃ 保険会社名：エイ・ワン少額短期保険株式会社 ほけんめい ちんたいにゆうきょしゃそうごうほけん 保険名 ：賃貸入居者総合保険 ほしょう がいよう 保障の概要：スタンダード		

くじょうかいけつ たいせいおよ てじゅん
1 6. 苦情解決の体制及び手順

- ていきょう していきょうどうせいかつえんじかか りようしゃおよ かぞく そうだんおよ くじょう う つ
(1) 提供した指定共同生活援助に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための
まどぐち せっち かひょう しる じぎょうしゃ まどぐち
窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)
- そうだんおよ くじょう えんかつ てきせつ たいおう たいせいおよ てじゅん いか
(2) 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
- くじょうまた そうだん ばあい りようしゃ じょうきょちようさいはあく ひつよう おう じょうきょう
(3) 1. 苦情又は相談があった場合、利用者の状況を詳細に把握するよう、必要に応じ状況の
き と ほうもん じっし じじょう かくにん おこな
聞き取りのための訪問を実施し、事情の確認を行う。
- そうだんたんとうしゃ はあく じょうきょけんとう おこな たいおう けってい
2. 相談担当者は、把握した状況の検討を行い対応を決定する。
- たいおうないよう もと ひつよう おう かんけいしゃ れんらくちようせいおこな りようしゃ かなら
3. 対応内容に基づき必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず
たいおねうほう ふく けっかほうこく おこな じかん よう ないよう むね よくじつ れんらく
対応方法を含めた結果報告を行う。(時間を要する内容もその旨を翌日までに連絡する)

じぎょうしゃ まどぐち 【事業者の窓口】 ライトハート	しょざいち おおさかしひがしすみよしやた 所在地：大阪市東住吉区矢田3-7-28 TEL：090-9090-0799 FAX：06-6606-8889 うけつけじかん 受付時間 9：00～18：00
しちょうそん まどぐち 【市町村の窓口】 ひがしすみよし ほうけんふくしか 東住吉区 保健福祉課 しょう 障がいグループ	しょざいち おおさか ひがしすみよしひがしなべ ちょうめ ばん ごう 所在地：大阪市東住吉区東田辺1丁目13番4号 TEL：06-4399-9857 FAX：06-6629-4580 うけつけじかん 受付時間 9：00～18：00
こうてきだんたい まどぐち 【公的団体の窓口】 おおさかふしやかいふくしきょうざikai 大阪府社会福祉協議会 うんえいできせいかいいんかい 運営適正化委員会 ふくし くじょうかいけつえんかい 「福祉サービス苦情解決委員会」	しょざいち おおさかしちゅうおうくなかでら 所在地：大阪府中央区中寺1-1-54 おおさかやかいふくししどう ない 大阪社会福祉指導センター内 TEL：06-6191-3130 FAX：06-6191-5660 うけつけじかん げつ きん しゅくのぞ 受付時間：10：00～16：00（月～金 ※祝除く）

しんしん じょうきょはあく
1 7. 心身の状況の把握

していきょうどうせいかつえんじまいきょうあ りようしゃ しんしん じょうきょう お かんきょう
指定共同生活援助の提供の当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、
ほか ほうけんいりょう また ふくし りようじょうきょうとはあく つと
他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

れんらくちようせたい きょうりよく
1 8. 連絡調整に対する協力

きょうどうせいかつえんじまじぎょうしやていきょうどうせいかつえんじぎょう しちょうそんまた そうだんしえんじぎょう おこな
共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の利用について市町村又は相談支援事業を行うものが
おこな れんらくちようせい かぎ きょうりよく
行う連絡調整にできる限り協力します。

19. 他^{ほか}の指定障がい福祉サー^{していしょう ふくし}ビス事業^{じぎょうしゃとう}者等^{れんけい}との連携

指定共同生活援助^{していきょうどうせいかつえんじぎょうあた}の提供に当^{しちようそん}り、市町村^{ほか}、他の指定障がい福祉サー^{していしょう ふくし}ビス事業^{じぎょうしゃ}者及^{およ}び保健医療^{ほけんいりよう}サー^{ふくし}ビスまたは福祉サー^{ていきょうしやみっせつ}ビスの提供^{れんけい}者と密接な連携^{つと}に努めます。

20. サービス提供^{ていきょうきろく}の記録

①指定共同生活援助^{していきょうどうせいかつえんじぎょうあた}の実施^{ていきょうび}ごとに、そのサー^{ないよう}ビスの提供^{じっせきじかんすう}日、内容^{がいぶ}、実績時間数^{りようがた}（外部サー^{ばあい}ビス利用^{およ}型^{りようしやふたんがくとう}の場合）及^{ていきょうしゅうりようしや}び利用者負担額等^{かくにん}を、サー^うビス提供^うの終了時に利用者^うの確認^うを受けることとします。

②指定共同生活援助^{していきょうどうせいかつえんじぎょうあた}の実施^{ていきょうじっせききろくひきあ}ごとに、サー^{おこな}ビス提供実績記録票^{りようしや}に記録^{かくにん}を行い、利用者^うの確認^うを受け^うます。

③これらの記録^{きろく}はサー^{かんけつ}ビス完結^ひの日から5年間^{ねんかんほぞん}保存^{りようしや}し、利用者^{じぎょうしや}は、事業^{たい}者^{ほぞん}に対して保存^うされるサー^{ていきょうきろく}ビス提供記録^{えつらんおよ}の閲覧^{ふくしやぶつ}及^{こうふ}び複写^{せいきゅう}物の交付^うを請求^うすることができます。
(複写等^{ふくしやとう}にかかる費用^{ひよう}は実費^{じっぴ}を負担^{ふたん}いただきます。)

21. 事業所^{じぎょうしょ}ご利用^{りよう}の際^{さい}にご留意^{りゅうい}いただく事項^{じこう}

感染症対策 ^{かんせんしょうたいさく}	事業所利用者 ^{じぎょうしりようしや} がインフルエンザ等 ^{とう} の他者 ^{たしや} に感染 ^{かんせん} する疾病 ^{しつぺい} であることを、医師 ^{いし} が診断 ^{しんだん} した場合 ^{ばあい} 、医師 ^{いし} の完治連絡 ^{かんちれんらく} が出るまで事業所利用 ^で は出来 ^{じぎょうしりよう} ません。
設備・機器の利用 ^{せつび きき りよう}	事業所内 ^{じぎょうしやない} の設備 ^{せつび} 、器具 ^{きぐ} は本来 ^{ほんらい} のよう法 ^{ほう} に従 ^{したが} ってご利用 ^{りよう} ください。これに反 ^{はん} したご利用 ^{りよう} により破損 ^{はそん} が生 ^{しょう} じた場合 ^{ばあい} 、賠償 ^{ばいしょう} していただくことがあります。
貴重品の管理 ^{きちょうひん かんり}	貴重品 ^{きちょうひん} は、利用者 ^{りようしや} の責任 ^{せきにん} において管理 ^{かんり} していただきます。自己管理 ^{じこかんり} のできない利用者 ^{りようしや} につきましては希望 ^{きぼう} により世話人 ^{せわにん} 及 ^{およ} びバックアップ事業所 ^{じぎょうしょ} にて管理 ^{かんり} を致 ^{いた} します。
喫煙 ^{きつえん}	原則 ^{げんそく} として事業 ^{じぎょうしや} 者と利用者 ^{りようしや} の双方 ^{そうほう} で協議 ^{きょうぎ} し、合意 ^{ごうい} したルールに基づ ^{もと} き行 ^{おこな} うものとします。
宗教活動・政治活動 ^{しゅうきょうかつどう} 営利活動 ^{えいりかつどう}	利用者 ^{りようしや} の思想 ^{しそう} 、信仰 ^{しんこう} は自由 ^{じゆう} ですが、他の利用者 ^{ほか} に対する宗教活動 ^{りようしや} 、政治活動 ^{たい} 及 ^{しゅうきょうかつどう} び営利活動 ^{えいりかつどう} はご遠慮 ^{えんりょ} ください。

だいさんしやひようか じっしじようきよう
2 2. 第三者評価の実施状況について

- だいさんしやひようかじっし
①第三者評価の実施なし
- じようきだいさんしやひようがじっし な ばあい ちいき れんけいしんかいぎ せっち ていきてき うんえいじようき ほか およ
②上記第三者評価の実施が無い場合、地域連携推進会議を設置し定期的に運営状況の報告及び
けんが かい じっし
見学会を実施することとします。

ていきようかいしかのうねんがっぴ
2 3. サービス提供開始可能年月日

ていきようかいし サービス提供開始が かのう ねんがっぴ 可能な年月日	れいわ 令和	7	ねん 年	11	がつ 月	1	にち 日
--	-----------	---	---------	----	---------	---	---------

じゅうようじこうせつめいねんがっぴ
2 4. 重要事項説明の年月日

じゅうようじこうせつめいしよ この重要事項説明書の せつめいねんがっぴ 説明年月日	れいわ 令和	ねん 年	がつ 月	にち 日
--	-----------	---------	---------	---------

じようきないよう おおさかししていしょうがいふくし じぎようしゃ していなら していしょうがいふくし じぎよう じんいん せつび
上記内容について、「大阪市指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備
およ うんえい かん きじゆん さだ じょうれいへいせい ねん ごう きてい もと りようしゃ せつめい おこな
及び運営に関する基準を定める条例（平成25年大阪市条例第13号）」の規定に基づき、利用者に説明を行いました。
た。

事業者 じぎょうしゃ	しよざいち 所在地	おおさかしあさひなみざんちようめ ばん ごう 大阪市旭区中宮三丁目12番15号		
	ほうじんめい 法人名	ごうどうがいしや 合同会社LIGHT HEART		
	だいひようしやめい 代表者名	だいひようしやいん 代表社員	くろき なおと 黒木 直人	いん 印
	じぎょうしよめい 事業所名	ライトハート		
	せつめいしやしめい 説明者氏名	くろき なおと 黒木 直人		

じようきないよう せつめい じぎようしゃ たし う
上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

りようしゃ 利用者	じゅうしよ 住所						
	れんらくさき 連絡先						
	しめい 氏名						いん 印

だいにりん 代理人	じゅうしよ 住所						
	れんらくさき 連絡先						
	しめい 氏名						